

## 週休2日工事に関する Q&A (令和8年4月1日) (外部向け)

1. 定義について	
1-1	要領に、対象期間に年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間を含まないとあるが、それ以上に現場閉所している場合はどうなるのか。
対象期間に含まない日数を超える休工は現場閉所とします。 例えば、年末年始休暇を10日間取得した場合は、6日間は対象期間とはなりません、4日間は現場閉所とします。	
1-2	午後のみ休工、又は午前のみ休工した場合、0.5日閉所となるのか。また、月曜日午後及び火曜日午前等、連続した半日単位で現場閉所をした場合、合わせて1日閉所として扱うことができるか。
原則、1日単位で実施の可否を確認するため、閉所とはなりません。 月曜日午後から火曜日午前の連続した休工は、両日も作業日となるため閉所とはなりません。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2. の場合</p> <p>上記の場合、月曜日・火曜日ともに『出勤』するため、24時間以上の連続した休工を行っても閉所日ではない</p> </div>	
1-3	夜間工事における現場閉所の取扱いはどうなるのか。
夜間工事は曜日を跨ぐ工事が多いため、施工を始めた時間が属する曜日を作業した日とします。 例えば、土曜日から日曜日に跨ぐ夜間に作業した場合、土曜日を作業日とします。日曜日から月曜日に跨ぐ夜間に休工した場合、日曜日を閉所日とします。	
1-4	朝8時に作業員等が現場に集合したが、雨が降ったため現場での作業を中止した場合、現場閉所として扱うことができるか。
降雨等の予定外の現場閉所についても、現場での作業を行っていないのであれば、現場閉所として取り扱います。	
1-5	現場代理人が、現場事務所ではなく、本社で書類作成をした場合は、現場閉所として取り扱うのか。
現場閉所とは、工事施工箇所において現場作業を行わない状態を言います。 現場閉所日に本社で書類を作成した場合は、要領上は現場閉所として取り扱います。	

2. 対象工事について	
2-1	全ての土木工事が対象工事となるか。
基本的には、福岡市が発注する全ての土木工事が対象となります。しかし、災害復旧工事等の緊急を要する工事、実作業日数が5日未満の工事、各週の作業が5日未満の工事は週休2日工事の対象外となります。	
2-2	週休2日対象工事のうち、現場制約上週休2日の確保が困難な作業や期間がある場合でも、週休2日対象工事となるか。

週休2日対象工事となります。ただし、発注者が特定の作業や期間について、あらかじめ特記仕様書に明示のうえ、週休2日の対象外とすることができます。

### 3. 積算方法について

3-1 工事着手前の協議で週単位の実施について協議していなかったが、工事着手後に週単位を達成できる見込みがあることがわかった。その場合、労務費等の補正を行い、増額変更を行うことはできるか。

工事着手前の協議内容に関わらず、週単位の週休2日を達成できる見込みがある場合は、施工後に資料を提出の上受発注者協議により、労務費等の補正により増額変更を行うことは可能です。

### 4. 週単位（完全週休2日）の実施及び達成判断について

4-1 土日に現場閉所を行う現場において、受注者の責によらない理由により土日の施工が必要となった場合、どうすればいいのか。

要領に記載のとおり、事前に監督職員に連絡したうえで、当該単位週内に振替を行うことにより現場閉所したものとみなすことができます。また、要領に記載のとおり、受注者の責によらず工期に遅れが生じた場合は、工期延期や対象外期間の設定を行うことが可能です。

**例** 地元との協議で土日の施工が必要となった場合



#### <週休2日の達成が難しい場合>

以下の制度を利用も検討して、週休2日の達成を目指す。  
※受注者の責によらない場合に適用可能

- 振替休日(現場閉所予定日に作業せざるを得ない場合)
- 対象外期間の設定(振替休日の設定・工期延期が困難な場合)

4-2 作業日と閉所日の振替ができる場合とはどのような場合か。

受注者の責によらず、予定していた現場閉所日に施工を行わざるを得ない場合は、同一週内で作業日と現場閉所日を振り替えることができます。

例としては、次のような場合が考えられます。

- ・ 作業予定日において、降雨等の悪天候により作業が行えないため現場閉所する場合
- ・ 道路使用許可条件や地元要望、近接工事との工程調整、事故などにより、現場閉所予定日に作業が必要になった場合
- ・ その他、受注者の責（都合）によらず、発注者が必要と認めた場合

4-3	作業日と閉所日の振替の連絡は工事打合せ簿で行わなければならないか。
	作業日と閉所日を振り替える場合、監督員との事前協議が必要です。事前協議は、基本的に工事打合せ簿を利用することとしていますが、緊急を要するなど困難な場合は、電子メールや ASP（工事情報共有システム）の掲示板機能等、履歴が残る情報共有手法が望ましいと考えます。
4-4	同一週内の振替が困難な場合はどうしたらよいか。
	作業の指示を受けたタイミングや工程等の都合により、受注者の責によらず、同一週内の振替が困難な場合は、要領2（3）対象期間の「・災害対応など受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる場合などで対象期間として取り扱うことができとでない期間」として、受発注者協議のうえ対象期間から除くことができます。
4-5	週休2日の評価対象期間が1週間に満たない場合の達成判断はどうなるのか。
	要領に記載のとおり、1週間が7日未満の週は、週休2日の評価の対象外とします。

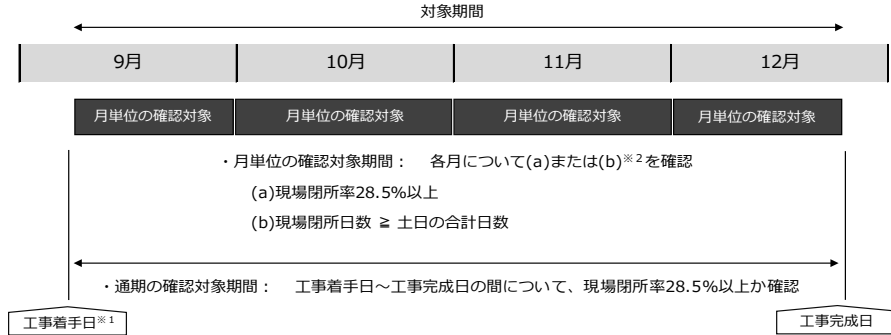
5. 月単位の実施及び達成判断について

5-1 月単位を確認する月は、「着手日からのひと月」と「暦上のひと月」のどちらか。

月単位とは「暦上のひと月」を指します。

<月単位の週休2日の達成状況の確認>

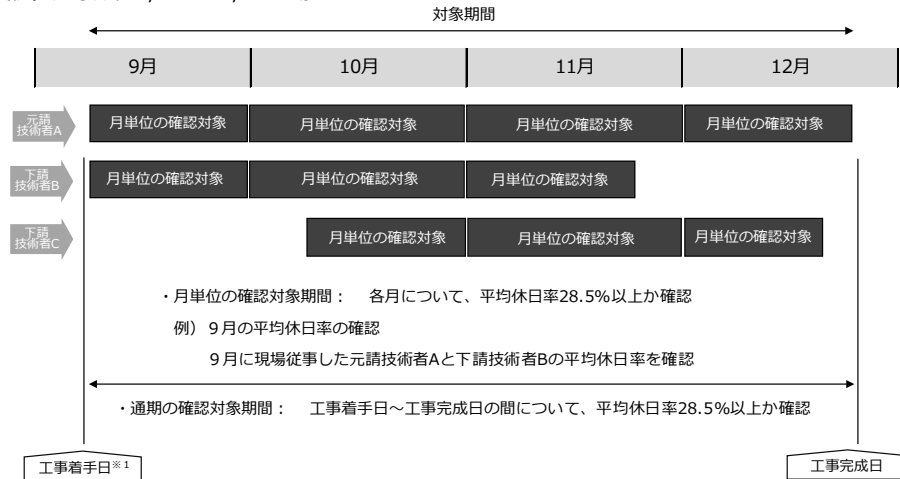
(例) 対象期間9/10~12/20の場合



※1 工事着手日：現場に継続的に常駐した最初の日  
 ※2 暦上の土日の日数の割合が28.5%に満たない月の場合

<月単位の週休2日（交替制）の達成状況の確認>

(例) 対象期間9/10~12/20の場合



※1 工事着手日：現場に継続的に常駐した最初の日  
 ※2 暦上の土日の日数の割合が28.5%に満たない月の場合

<月単位の週休2日（工場製作のみを実施している期間がある場合）の確認対象期間>

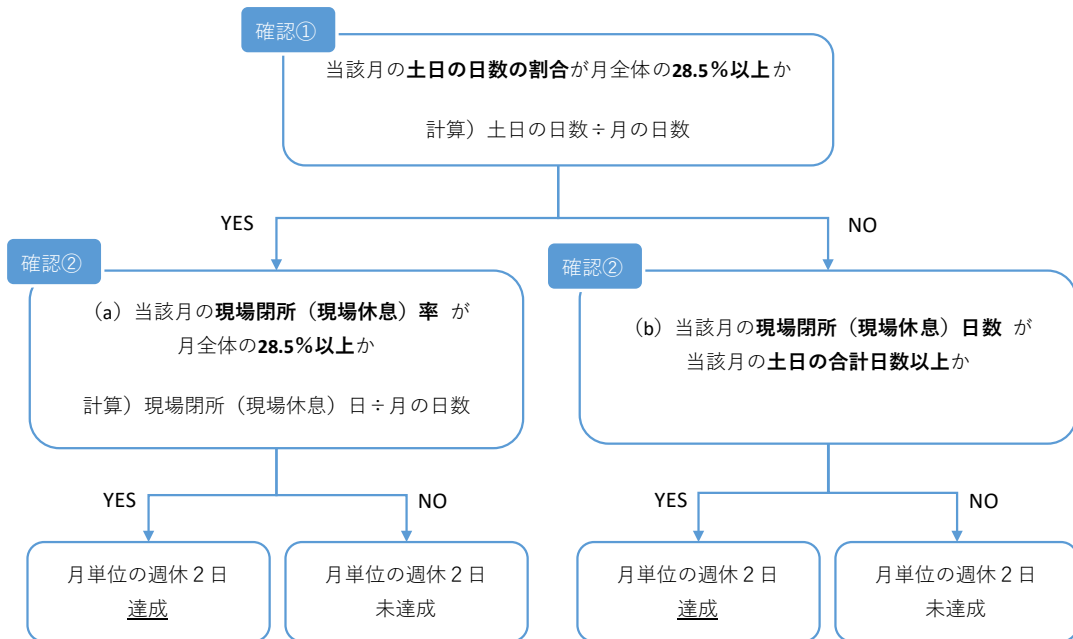
(例) 対象期間9/10~12/20の場合



※1 工事着手日：現場に継続的に常駐した最初の日

5-2 月単位の達成状況の確認方法は。

月単位の達成状況の確認方法は、当該月の暦上の土曜日・日曜日の日数の割合により、現場閉所（現場休息）の率または日数での確認の2つのパターンに分かれます。※要領6.（3）②参照



例) 対象期間9月1日～11月20日 ※○印の日が現場閉所日

9月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

※16,23日は祝日

※土曜日の日数: 9日

※現場閉所日: 10日

10月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

※14日は祝日

※土曜日の日数: 8日

※現場閉所日: 9日

11月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

※4日は3日祝日の振替休日

※土曜日の日数: 6日

※現場閉所日: 6日

※通期の週休2日は達成（現場閉所率30.8%）

$$\text{計算) } (10+9+6) \div (30+31+20) = 0.3086$$

確認①土曜日・日曜日の日数の割合の確認

各月の土曜日・日曜日の日数の割合は下記のとおり。

9月： $(9 \div 30) \times 100 = 30.0\% > 28.5\%$  →率での確認

10月： $(8 \div 31) \times 100 = 25.8\% < 28.5\%$  →日数での確認

11月： $(6 \div 20) \times 100 = 30.0\% > 28.5\%$  →率での確認

確認②現場閉所（現場休息）率での確認と、確認③現場閉所（現場休息）日数での確認

9月：当該月の現場閉所（現場休息）率

= 現場閉所（現場休息）日数 ÷ 当該月の対象期間日数 × 100

=  $(10 \div 30) \times 100$

=  $33.3\% > 28.5\%$  → 月単位の週休2日 達成

10月：現場閉所（現場休息）日数9日 ≥ 当該月の土日の合計日数8日

→ 月単位の週休2日 達成

11月：当該月の現場閉所（現場休息）率

= 現場閉所（現場休息）日数 ÷ 当該月の対象期間日数 × 100

=  $(6 \div 20) \times 100$

=  $30.0\% > 28.5\%$  → 月単位の週休2日 達成

例) 対象期間12月1日～1月31日 ※○印の日が現場閉所日

	12月					
日	月	火	水	木	金	土
○1	2	3	4	5	6	○7
○8	9	10	11	12	13	○14
○15	16	17	18	19	20	○21
○22	23	24	25	26	○27	○28
<del>29</del>	<del>30</del>	<del>31</del>				

※年末年始休暇の12/29～12/31は対象期間外

※月の日数 :28日 (12/29～12/31除く)

※土日の日数:8日

※現場閉所日:9日

	1月					
日	月	火	水	木	金	土
			<del>1</del>	<del>2</del>	<del>3</del>	○4
○5	6	7	8	9	10	○11
○12	13	14	15	16	17	○18
○19	20	21	22	23	24	25
○26	27	28	29	30	31	

※年末年始休暇の1/1～1/3は対象期間外

※月の日数 :28日 (1/1～1/3除く)

※土日の日数:8日

※現場閉所日:7日

※通期の週休2日は達成（現場閉所率28.57%）

計算)  $(9+7) \div (28+28)$

=0.2857

確認①土曜日・日曜日の日数の割合の確認

各月の土曜日・日曜日の日数の割合は下記のとおり。

12月： $(8 \div 28) \times 100 = 28.57\% > 28.5\%$  →率での確認

1月： $(8 \div 28) \times 100 = 28.57\% > 28.5\%$  →率での確認

確認②現場閉所（現場休息）率での確認と、確認③現場閉所（現場休息）日数での確認

12月：当該月の現場閉所（現場休息）率

= 現場閉所（現場休息）日数 ÷ 当該月の対象期間日数 × 100

=  $(9 \div 28) \times 100$

$$= 32.1\% > 28.5\% \quad \rightarrow \text{月単位の週休2日 達成}$$

1月 : 当該月の現場閉所（現場休息）率

$$= \text{現場閉所（現場休息）日数} \div \text{当該月の対象期間日数} \times 100$$

$$= (7 \div 28) \times 100$$

$$= 25.0\% < 28.5\% \quad \rightarrow \text{月単位の週休2日 未達成}$$

6. 交替制の実施及び達成判断について

6-1 | 現場代理人や専任の技術者等の休暇取得日における工事現場の運営はどうするのか。

現場開所日における現場代理人の休暇取得に当たっては、発注者との連絡体制の確保について、事前に協議を行い、工事現場の運営に支障がないようにしてください。また、建設業法第26条第3項の規定に基づき専任の者でなければならないとされている主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の休暇取得に当たっては、適切な施工ができる体制の確保について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を事前に得るようにしてください。

6-2 | 休日率の計算はどう行うのか。

$$\text{各個人の休日率} = \text{各個人の休日日数} \div \text{対象期間日数}$$

$$\text{休日率} = \text{各個人の休日率の合計} \div \text{対象人数}$$

<休日率（通期の場合）>

業者	氏名	対象期間日数	休日日数	各個人の休日率	休日率
元請	A	300	90	30.0%	28.9%
元請	B	300	93	31.0%	
元請	C	300	86	28.7%	
1次下請	D	200	60	30.0%	
2次下請	E	100	25	25.0%	

計算例

・Aの休日率 =  $90 \div 300 = 30.0\%$

・休日率 =  $(30+31+28.7+30+25) \div 5 = 28.9\%$

6-3 | 週単位の交替制達成条件は。

対象期間内の全ての週（原則として、月曜日から日曜日までの7日間とする。）において、休日率が28.5%以上となる必要があります。

例 現場閉所が困難な工事

	月	火	水	木	金	土	日	日数	休日 日数	休日日数の 合計
従事者A		休日				休日		7	1	14.29%
従事者B			休日				休日	7	2	28.57%
従事者C	休日			休日			休日	7	3	42.86%

$$\text{休日率} = (14.29\% + 28.57\% + 42.86\%) \div 3人 = 28.57\%$$

7. その他	
7-1	週休2日工事の実施を理由とした工期延期は可能か。
全ての週休2日対象工事において、週休2日を見込んだ工期設定としているため、週休2日工事の実施を理由とした工期延期はできません。(受注者の責によらず工期に遅れが発生した場合は除く(建設工事請負契約書第21条))	